省エネ性能ラベル等作成プログラム(自己評価)入力ガイド

【共同住宅の住棟_仕様基準編】

令和6年3月版

本プログラムは、「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)」及び「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」に沿って一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が作成しています。 なお、当協会では、ラベル等を作成する上での省エネ基準等の技術的な判断をしておりません。自己評価を行う評価者が法令等に基づき適切に技術的な判断を行ってください。

また、本プログラムの利用規約に同意の上、当該利用規約に従ってサービスをご利用ください。



作成のフローと準備する図書等

(1) 自己評価ラベル・評価書作成フロー

本プログラムで自己評価ラベル・評価書を作成するにあたり、大きく5つの工程があります。 (※本プログラムでは、入力内容を保存する機能はございません。入力に必要となる図書等を予めご用意した上で作成を始めてください。)



入力が任意の項目についてはラベルには記載されない項目(評価書のみに記載される項目)となるため、ラベルのみを作成される際は入力は不要です。※共同住宅の住棟では、目安光熱費は表示できません。

(2) 準備する図書等

評価手法に、仕様基準又は誘導仕様基準を採用される場合は、対象の共同住宅のすべての住戸の断熱及び設備等の仕様が、 採用した基準(仕様基準又は誘導仕様基準)に適合していることを事前に確認してください。 ※共用部分には仕様基準又は誘導仕様基準を用いることはできません。 共用部分を含める場合は、性能基準にて評価していただくことになります。

なお、任意項目を入力される際には次の図書等をご準備いただくと、入力がスムーズです。

- ・建物名称、所在地が分かる図書(配置図等)
- ・建物の構造、階数等が分かる図書(平面・立面図等)
- ・面積が分かる図書(求積図等)
- ・設備の種別等が分かる図書(設備機器表・仕様書等)

補足事項

- ・仕様基準 : 「住宅部分外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)」の略称。住宅の省エネ基準への適合について仕様により簡易に確認 することができます。
- ・誘導仕様基準:「住宅部分外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (令和4年国土交通省告示第1106号)」の略称。住宅の誘導基準への適合について仕様により簡易に確認す ることができます。

1

1.物件概要の入力

(1) 建物名称 (必須) (64文字以内)

・建物名称は、省略せずにご入力ください。

- ・住棟名を記載する場合は当該項目にご入力ください(入力例参照)。
- ・建物名称が未定の場合でも「(仮称)」を付すなどしてご入力ください。



1物件概要 の入力

- (2) 不動産ID (任意)
- ・建物に係る不動産番号(13桁)と特定コード(4桁)で構成される17桁の番号です。 (不動産IDには半角英数字とダッシュ(-)のみ入力してください。)
- ・不動産IDが分かる(取得済みの)場合で表示を希望される際にご入力ください。



・不動産IDについては、巻末の参考資料①をご参照ください。

1.物件概要の入力

(3) 地域区分(必須)

- ・評価対象物件が存する地域区分を選択して下さい。
- ・地域区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 (平成28年1月29日国土交通省告示第265号)により定められております。

1物件概要 の入力

- ・地域区分については、次のサイトにて参考資料を公開しております。そちらをご参照下さい。
 - 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム:<u>https://house.lowenergy.jp/program</u>

必须 地域区分	01	2 2	3	4	0 5	6	07	8 ()	
---------	----	-----	---	---	-----	---	----	------	--

- (4) 所在地(任意) (180文字以内)
 - ・所在地は、都道府県からご入力ください。

所在地		
	(入力例)東京都〇〇区〇〇 ※都道府県からご入	力ください。

- (5)構造(任意)
 - ・評価対象建築物の構造種別を選択してください。
 - (①木造、②鉄筋コンクリート造、③鉄骨造、④鉄骨鉄筋コンクリート造、⑤その他)

構造	選択してください	T

1.物件概要の入力

- (6) 地上階数 (任意) (19文字以内)
- (7)地下階数(任意)(19文字以内)
 - ・建築基準法上の階数(地上、地下)を入力してください。
 - ・入力が無い場合は「地上-階、地下-階」と表示されます。

地上階数	(入力例) 2
地下階数	(入力例) 0

1物件概要 の入力

- (8) 延べ面積(任意)(8文字以内(整数6桁、小数点以下第2位まで)) ・建築基準法上の延べ面積を入力してください。
 - ・入力が無い場合は「-」と表示されます。

延べ面積	
	(m2) (入力例)123.45



2.評価概要等の入力

(1) 再エネ利用設備の有無(必須)

- ・住戸部分、共用部分、若しくはその両方に再エネ利用設備の設置があり、再エネマークを表示 する場合、「有」を選択してください。
- ・再エネ利用設備の設置がない場合、若しくは表示を希望しない場合、「無」を選択してください。

2 評価概要 等の入力

・再エネ利用設備については、令和5年9月25日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行規則」第80条の2に規定されています(巻末参考資料②をご参照くだ さい)。



2 評価概要 等の入力 2.評価概要等の入力

(2) 種類(任意※) (18文字以内)

※(1)再エネ利用設備の有無において、「有」を選択した場合、入力必須項目となります。

- ・設置する再エネ利用設備の種類が複数ある場合は、複数の選択が可能です。
- ・「③その他」を選択した場合は、別途その設備の種類を入力することが可能です(入力例参照)。

再工ネ利用設備 種類	<mark>太陽光発電設備</mark> 太陽熱利用設備 その他
再エネ利用設備 名称	(入力例)パイオマス熱利用設備

- (3) 容量(任意) (19文字以内)
 - ・(1)再エネ利用設備の有無において、「有」を選択した場合に入力可能となります。
 ・容量の入力においては、「単位」まで直接入力いただく必要があります(入力例参照)。

再エネ利用設備 容量	



2.評価概要等の入力



(4) 評価者_所属(任意) (64文字以内)

評価者 所属	(入力例)〇〇〇〇株式会社

(5) 評価者_氏名(任意) (16文字以内)

評価者 氏名	(入力例)〇〇 〇〇〇

(6) 評価者_資格(任意) (64文字以内)

評価者 資格 (入力例)○○建築士

補足事項

「自己評価は、当該評価結果に対して責任を持てる建築士等の資格者が行うことを基本と すること。」と「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガ イドライン」に記載されています。



- (1) 備考(任意) (128文字以内)
 - ・プログラム入力項目(内容)の他に、追加で入力する情報等がございましたら、 当該項目にご記入ください。





4.計算結果の入力

(1)評価手法の入力(必須)

- ・採用した評価手法(仕様基準 又は 誘導仕様基準)を選択ください。なお、仕様基準と誘導仕様基準 との併用はできません。
- ・評価手法が仕様基準 又は 誘導仕様基準の場合、エネルギー消費性能 及び 断熱性能の多段階表示は 次の性能値での固定表示となります。

仕様基準の場合 : 一次エネルギー消費性能「1」、断熱性能「4」

誘導仕様基準の場合:一次エネルギー消費性能「3」、断熱性能「5」



9

4計算結果

の入力



- (1) ラベル・評価書の発行
- ・「ラベル・評価書を作成する」ボタンを押下すると、自己評価ラベル及び評価書がZIPファイル でダウンロードされます。



※ダウンロード形式等はご使用のブラウザにより異なります。

※ラベル・評価書のイメージは協会HPに掲載しています。(<u>https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_hyouji/related_documents.html</u>) ※作成したラベルは、WEBプログラム計算結果とともに、紛失されないよう大切に保管してください(本プログラムに保存 する機能や過去に作成したものを再度表示する機能はありません。)。

参考資料(1)

■不動産IDに関して

- 不動産番号:不動産登記法及び不動産登記規則に基づき、一筆の土地又は一個の建物ごと(区分 所有建物においては一個の専有部分ごと)に不動産登記簿の表題部に記録されてい る符号です。通常は、登記事項証明書の右上に記載されています。
- 特定コード:不動産番号のみでは対象となる不動産を特定できない場合に必要となります。特定 コードは不動産の類型毎によりルールが定められております。

不動産IDのルール等の詳細については、国土交通省HP(不動産ID検討会)の不動産 | Dルールガ イドラインをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk5_000001_00006.html



参考資料(2)

■再エネ利用設備の種類に関して

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (令和5年9月25日公布) (抜粋) 第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第八十条の二 法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
 - イ 太陽光
 - 口 風力
 - ハ 水力
 - 二 地熱
 - ホ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をい う。次号において同じ。)
- 二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱 を利用するための設備
 - イ 地熱
 - 口 太陽熱
 - ハ 雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に存する熱(大気中の熱並びにイ及び口に掲げるもの を除く。)